



原発被災者弁護団

【2012.6.24版】

私たち、原発被災者弁護団は、東京の三つの弁護士会（東京、第一東京、第二東京）で構成する災害復旧復興本部で被災支援を行ってきた弁護士が中心となり結成した団体です。当弁護団では、**原子力損害賠償紛争解決センター（※）**への和解仲介申立や東京電力に対する直接交渉の代理を行っています。

★必要に応じて訴訟の提起等も行っています。

※ 福島第一原発事故の損害賠償に関する紛争解決のために、政府（原子力損害賠償紛争審査会）が新たに設置した裁判所とは異なる公的な紛争解決機関（**ADR**）です。法律専門家である仲介委員らが申立人（被害者）と東京電力双方の意見を聞いて、和解の仲介手続きを行い、当事者間の合意形成を後押しすることで紛争の解決を目指します（裏面に詳細）。

弁護士費用（原子力賠償紛争解決センターへの和解仲介申立の場合で法テラスの代理援助制度を利用しない場合）

【相談料】 無料（電話・面談とも）

【着手実費】 ご依頼時に実費相当分としてお一人あたり1万円

【報酬】 東京電力から支払われた額の5%（消費税別）

※訴訟提起の場合は、別途弁護団基準によります。

【問い合わせ先】

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-8-16

第2升本ビル5階

ホームページありますので「原発被災者弁護団」で検索して下さい。



原発被災者弁護団

0120-730-750

【原子力賠償紛争解決センター手続きの流れ】

福島第一原発事故の被害者からの申立書を提出します。申立人は、個人、事業者、法人を問いません。

(弁護団にご依頼頂ければ弁護士が事情聴取をして申立書を作成し、証拠とともに提出手続きも行います。東京電力の書式は利用しません。)



申立から約1ヶ月後に東京電力からの答弁書が出されます。



さらに約1～2ヶ月以内にセンター(東京または郡山)にて口頭審理期日が1回から複数回開かれます。

(通常は申立人本人と弁護団の弁護士が出席しますが、事情により出席できない場合は弁護士に委ねて頂いてもかまいません。)



センターの仲介委員から和解案が提示されます。



和解案を受諾するかどうか弁護団の弁護士とともに検討します。



(受諾の場合)和解成立(一部和解の場合もあり。東京電力には和解案尊重義務があるとされています。)

※上記はあくまでも標準的な場合の流れです。事案によっては口頭審理期日が開かれず書面のやりとりだけで終了する場合もあり得ます。また、和解成立までにかかる期間も様々です。まずはご相談下さい。

当弁護団のADR和解解決例。
以下はほんの一例です。

大熊町から都内に避難してきたSさん

- 建物をほぼ全損と評価され賠償された。
- 慰謝料が中間指針で示された額より増額された。
- ペットを置き去りにして死亡させてしまったことの慰謝料が認められた。
- 仮払い補償金の160万円(1世帯)は今回の和解から控除しない。(※直接請求では通常全額控除されている)
- 賠償額の3%相当額を弁護士費用として加算

その他の和解例で認められたケース

- ・避難先の親族宅の宿泊費として支払った金額の全額が損害と認められた。
- ・避難中に購入した冷蔵庫、テレビ、パソコン、カーナビ等の代金や携帯電話料金の増額分などの生活費増加請求の主張がほぼ認められた。
- ・原発事故前に自家消費野菜を栽培していて米や野菜を購入していなかった世帯について、事故後に購入して増加した分について損害として認められた。
- ・農業や漁業を営むことができなくなったことについての慰謝料の支払いが認められた。
- ・墓参りができないことの慰謝料が認められた。
- ・自宅内の家財の損害について、契約していた火災保険の保険金額を基準にした賠償が認められた。